

安全運転管理者等 について



安全運転管理者等の選任義務

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、その使用の本拠ごとに、安全運転管理者等を選任しなければなりません。

(道路交通法第74条の3第1項、第4項)

1 安全運転管理者等の選任

○ 安全運転管理者（道路交通法施行規則第9条の8）

乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台、その他の自動車にあっては5台以上を使用している事業所（自動車使用の本拠）ごとに1名を選任する。

自動二輪車（原動機付き自転車を除く）は1台を0.5台として計算する。

業務で使用する車両を台数として計算する。

○ 副安全運転管理者（道路交通法施行規則第9条の11）

副安全運転管理者の人数は、自動車の台数によって異なります。

選任を必要とする自動車の台数は20台以上とし、20台ごとに1人の追加選任が必要となります。

自動車の台数	副安全運転管理者数
19台まで	0人
20台から39台まで	1人
40台から59台まで	2人
60台から79台まで	3人

※ 20台ごとに1人追加選任

【罰則】安全運転管理者や副安全運転管理者を選任しなかった場合

「5万円以下の罰金」

（法人等両罰5万円以下の罰金）



2 安全運転管理者等の資格要件

● 安全運転管理者

- ① 年齢20歳以上の方
(副安全運転管理者を選任しなければならない場合は30歳以上)
- ② 2年以上の運転管理の実務経験のある方



● 副安全運転管理者

- ① 年齢20歳以上の方
- ② 1年以上の運転管理の実務経験がある方または3年以上の運転経験がある方

★ 上記資格要件を満たしていても、次に該当する方は安全運転管理者等にはなれません。

※ 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けた者

※ 過去2年以内に次の違反行為をした者

- ・ひき逃げ、無免許運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転
- ・無免許運転にかかわる車両の提供・無免許運転の車両への同乗
- ・酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類を提供する行為
- ・酒酔い・酒気帯び運転の車両への同乗
- ・次の交通違反の下命・容認
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、
最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反
- ・自動車使用制限命令違反



(道路交通法施行規則第9条の9)

3 安全運転管理者等の選任（解任）届、変更手続き

自動車の使用者は、安全運転管理者等の選任・変更日から15日以内に自動車の使用の本拠地を管轄する警察署を経由して、公安委員会に届け出てください。

(道路交通法第74条の3第5項)



4 安全運転管理者等の解任

解任には、次のような場合があります。

- ① 自動車の台数が基準以下になったとき、事業所が閉鎖することとなったときなど。
- ② 安全運転管理者等が前記「安全運転管理者の選任の資格要件」を備えなくなったときのほか、交通安全教育指針に基づく安全運転教育や内閣府令で定める安全運転管理業務を遂行していないため、安全運転が確保されていないと認められるときは、公安委員会は、自動車の使用者に対し、安全運転管理者等の解任を命ずる（解任命令）ことができます。

5 安全運転管理者の業務

安全運転管理者は、その管理下の運転者に対して、国家公安委員会が作成・公表する「交通安全教育指針」に従った安全運転教育や内閣府令で定める安全運転管理業務を行わなければなりません。

(道路交通法第74条の3第2項、第3項)



● 内閣府令で定める安全運転管理の業務（道路交通法施行規則第9条の10）

① 運転者の状況把握

運転者の運転適性、安全運転に関する技能、知識、道路交通法等の規定を守っているか把握するための措置をとること。

② 運行計画の作成

過労運転の防止、その他安全な運転を確保するために自動車の運行計画を作成すること。

③ 交替運転者の配置

長距離運転または夜間運転となる場合、疲労等により、安全な運転ができないおそれがあるときは、交替するための運転者を配置すること。

④ 異常気象時等の安全確保の措置

異常な気象・天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、安全確保に必要な指示や措置をとること。

⑤ 点呼等による安全運転の指示

運転者に対して点呼等を行い、日常点検整備の実施及び飲酒、疲労、病気等により正常な運転ができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

⑥ 運転前後の酒気帯び確認

運転しようとする運転者と運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、その運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと。

⑦ 酒気帯び確認の記録・保存

⑥で確認した内容を記録し、及びその記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

※下線部は令和5年12月1日から施行されています。

⑧ 運転日誌の記録

運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。

⑨ 安全運転指導

運転者に対し、「交通安全教育指針」に基づく教育のほか、自動車の運転に関する技能・知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと。



6 公安委員会の是正命令

自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、その業務を行うために必要な権限を与えるとともに、その業務を行うため必要な機材を整備しなければなりません。

(道路交通法第74条の3第8項)

公安委員会は、自動車の使用者が、規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずる(是正措置命令)ことができます。

7 安全運転管理者等講習

自動車の使用者は、公安委員会から安全運転管理者等の法定講習の通知を受けたときは、安全運転管理者等にその講習を受けさせなければなりません。

(道路交通法第74条の3第9項)



福井県公安委員会では、おおむね年1回の受講機会を設けています。

講習時間は、1回につき6時間で、公共施設等での対面による講習のほか、オンラインによる講習も行っています。

【講習科目及び講習時間割基準】

法令の知識	60分
安全運転のための知識	60分
安全運転管理についての心構えと方法	120分
交通事故と賠償	120分

(令和3年福井県公安委員会規程第1号)

講習の通知が届きましたら、必ず、内容を確認していただき、受講しないことのないようにお願いします。